第４編

火山災害対策編

第１章　災害予防対策

市は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない市及び県のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

対象となる火山現象

大きな噴石	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものを呼んでいる。 避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。 火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。
融雪型火山泥流	火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。 流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。
溶岩流	溶けた岩石が地表を流れ下る現象。 流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。
小さな噴石・火山灰	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。 特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。 噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm 未満）を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。 水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に

	達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。 　土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使用している。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスという。 　噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。 　水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。 　火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。

※「気象庁ホームページ、主な火山災害」より抜粋・整理

第１節　火山災害に強いまちづくり

１　治山・砂防施設の整備

　市は県と連携し、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

２　避難施設の整備

（１）　避難所の整備

　市は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる施設（資料１３－３）の整備に努める。

　なお、これらの建物の不燃堅ろう化を図るものとする。

（２）　避難路の整備

　市は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１　避難誘導体制の整備

（１）　火山防災協議会への参加

　市は、県と周辺市町村が設置する火山防災協議会へ参加し、関係する国の機関、関係市町村、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平時から噴火時等の避難などを共同で検討するものとする。

　また、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するほか、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。

（２）　火山情報の伝達体制の整備

ア　市は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報を市民、観光客、別荘滞在者及び登山者等（以下この編において「市民等」という。）に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

イ　市は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び避難指示等の内容を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、市ホームページ、X（旧ツイッター）、ＬＩＮＥ、メール配信サービス、警鐘、サイレン、伝達組織等の整備を図る。

ウ　市及び県は、気象庁が発表する「火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。

（３）　避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関等と協力して市民等の避難誘導訓練を実施する。

（４）　火山災害の危険性の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により市民等に周知するものとする。

ア　広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。

イ　噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップの作成を必要に応じて検討する。

（５）　避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民等に対し次の事項を周知する。

ア　避難指示等の発令基準

イ　避難指示等の伝達方法

ウ　避難所の名称、所在地及び対象地区

エ　避難経路及び誘導方法

オ　避難時の心得

（６）　案内標識の設置

ア　市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。

イ　市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

（７）　避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民や自主防災組織の協力を得て、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

第３節　市民の防災行動力の向上

１　防災知識の普及啓発

地域住民等に対し噴火（爆発）時における避難などが円滑に実施できるよう、次により防災知識の普及を図る。

（１）　普及事項

ア　異常現象の種類や内容及び噴火（爆発）現象とその影響等火山の知識

イ　火山情報の種類及び内容

ウ　避難指示等の伝達系統及び方法

エ　避難の時期、場所及び避難に際しての留意事項

オ　市及び防災機関の対策内容

カ　その他必要な事項

（２）　普及啓発方法

広報紙、識者による講演会の開催及び座談会等を通じて随時普及する。

２　防災訓練の実施

市は、火山爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう、防災関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し実施する。

第２章　災害応急対策

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

第１節　火山情報の発表及び通報伝達

１　火山情報の種類及び発表基準

気象庁は平成１９年１２月１日より、噴火警戒レベルを導入し、噴火警報及び噴火予報で発表する。噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて５段階に区分したものである。市民等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

（１）　噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル２または３）として発表する。噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル４または５）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

（２）　噴火予報

気象庁が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

（３）　噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。

浅間山の噴火警戒レベル及び判定基準は、資料１３－４、５のとおり。

（４）　降灰予報

ア　降灰予報（定時）

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表する予報。

イ　降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後５～10分程度で速やかに発表する予報。

ウ　降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、６時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表する予報。

（５）　火山現象に関する情報

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

情報等の種類	概要及び発表の時期
火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため,「火山の状況に関する解説情報（臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
月間火山概況	前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報で、噴火発生時に迅速に発表する。

２　火山情報の通報伝達系統

噴火警報及び噴火予報等が発表された場合における機関別伝達先は、原則として次のとおりとする。

（１）　県から市へ

危機管理課 ―― 防災情報通信ネットワーク一斉 ―― 安中市

※補完伝達手段として、気象庁のインターネット防災情報提供システムを有する。

（２）　市から関係機関へ

安中市 ―― 消防署長・消防団長（各分団長）
安中市 ―― 区長（市民）
安中市 ―― 学校長
安中市 ―― 農協
安中市 ―― その他の関係機関

３　異常現象の通報

噴火（爆発）前兆現象と思われる異常現象を発見又は覚知したものは、次により関係機関に通報するものとする。

（１）　通報を要する異常現象

ア　噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等

イ　火山地域での火映、鳴動の発生及び地震の群発

ウ　火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇、沈下及び陥没等の地形変化

エ　噴気口・火口の新生拡大・移動、噴気噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

オ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

カ　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭い・色・湿度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

（２）　通報系統

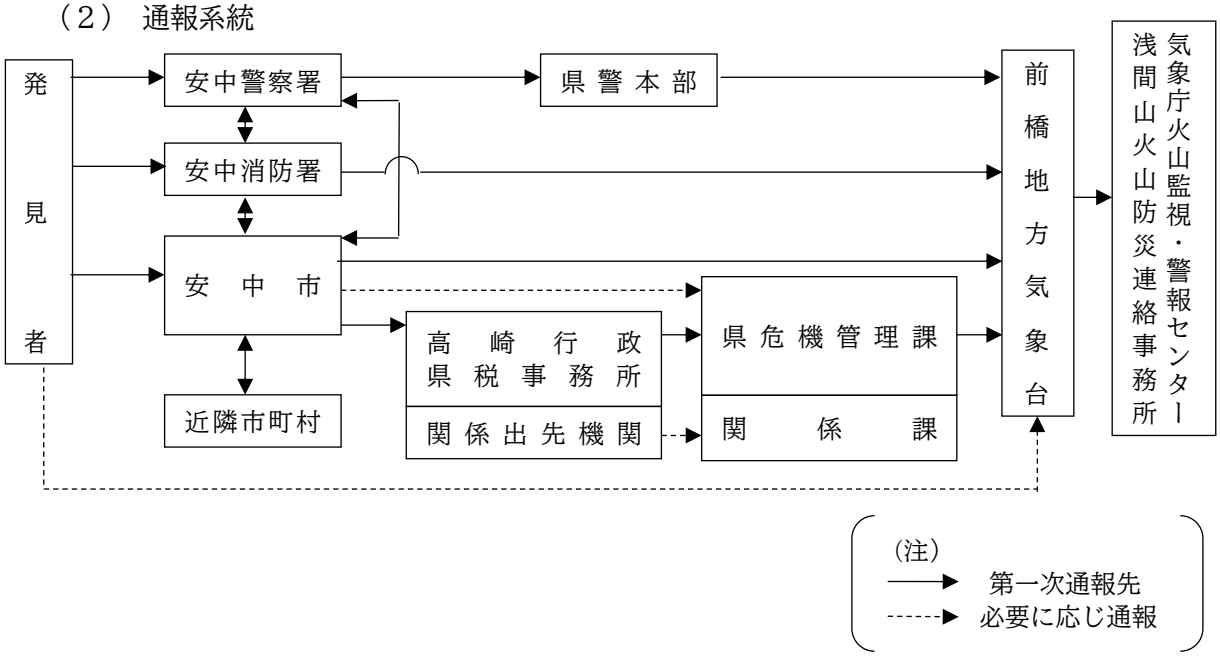

第２節　市等関係機関の応急体制の確立

１　配備体制基準

火山に係る異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するため市の体制基準は、次のとおりとする。

体制区分	状　　況	対　応　内　容
警戒体制	異常現象の発生や火口周辺警報（噴火警戒レベル２）が発表されるなど小噴火（爆発）又はそのおそれがあり警戒体制を必要とするとき	火山情報の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備体制
非常体制	噴火警戒レベル３規模の中噴火（爆発）により火口から４km以内に噴石があり、軽微な物的被害が発生した場合、又は引き続き被害の発生するおそれがあるとき	火山情報・被害情報の収集、応急対策、関係機関との連絡調整その他所要の措置等が円滑に実施し得る配備体制
災害対策本部体制	噴火警報（噴火警戒レベル４～５）が発表されるなど、中～大噴火（爆発）又はそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど、事態が重大であると認められるとき	火山情報・被害情報の収集、応急対策、関係機関との連絡調整その他所要の措置等が円滑に実施し得る配備体制

２　市における配備体制

基本法第２３条の２第１項及び安中市災害対策本部条例等の規定による、火山災害において市長が設置する本部体制については、次のとおりである。

また、必要に応じ、松井田庁舎に現地災害対策本部をおくこととする。

本部長	市　長
副本部長	副市長

（注）本組織は災害の状況に応じ変更することができるものとする

班名	責任者	班　員	分担業務
総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 アマ無線保持者	・本部会議に関すること ・火山情報の受信及び伝達に関すること ・災害情報の収集及び応急対策の指示に関すること ・被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ報告に関すること ・各班の総合調整に関すること ・その他いずれの班にも属さない事項
まちづくり班	まちづくり部長	土木課全員	・土木関係災害情報の収集連絡 ・道路橋梁の被害調査及び応急修理 ・その他土木関係事業全般の災害対策に関すること
農林班	みりょく創出部長	農林課全員	・農業関係災害情報の収集及び関係機関等との連絡調整に関すること ・その他所管業務に係る応急措置の実施に関すること

３　消防機関における体制

高崎市等広域消防局安中消防署及び安中市消防団における体制は、次のとおりである。

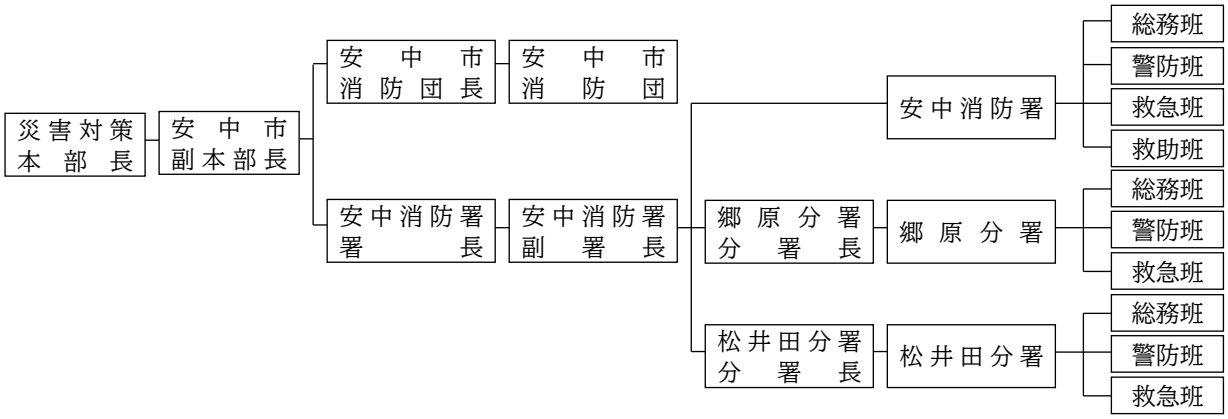

第３節　災害情報の収集及び被害報告

噴火（爆発）その他の火山活動により、被害が発生し、又はそのおそれが出たときは、各責任者は次により、直ちに関係機関あてその状況を通報するものとする。

１　災害情報収集及び被害報告責任者

（１）　地元の責任者

各責任者は、市あてに速やかに状況を通報するものとする。

被害場所	地元責任者
霧積温泉	旅館経営者
入牧２区（赤坂）	区　　長

（２）　関係機関の責任者

各機関の責任者は、地元責任者等からの通報及び自ら収集した被害情報等を次表に示す県の地域機関又は県危機管理課に通報するものとする。

機関名	担当課（係）名	責任者	連絡先	
			時間内	時間外
安中市	総務部	部長	027-382-1111	027-382-1111
高崎市等広域消防局	安中消防署	署長	027-382-1818	027-382-1818
群馬森林管理署	－	署長	027-210-1203	090-4963-3220
高崎河川国道事務所	道路管理第２課	課長	027-345-6018	027-345-6000 （情報連絡員）
前橋地方気象台	－	管理官	027-896-1220	027-896-1536 （現業室）
浅間山火山防災連絡事務所	－	所長	0267-45-2167	0267-45-2167 （転送:気象庁火山課現業班）
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	輸送課 （輸送司令室）	指令長	027-328-7250	027-328-7250
日本赤十字社群馬県支部	事業推進課	課長	027-254-3636	090-8842-3018 （事業推進課長） 080-1333-2922 （事業係長） 090-8013-7430 （主事）
東日本高速道路(株) 関東支社	道路管制センター （八王子）	総括指令	0426-91-1292	0426-91-1292
	長野管理事務所	所長	026-278-7701	026-278-7721
	高崎管理事務所	所長	027-353-0211	048-758-4037 （岩槻道路管制センター
東京電力パワーグリッド(株) 群馬総支社	総務部 総務グループ	総務グループ マネージャー	027-890-1211	027-221-4359 （守衛室）
東日本電信電話(株)群馬支店	災害対策室	室長	027-321-5660	027-325-7999
群馬県危機管理課	危機管理・防災係	課長	027-226-2255	027-221-0158
高崎行政県税事務所	総務振興係	係長	027-322-4681	－
安中保健福祉事務所	総務福祉係	係長	027-381-0345	－
安中土木事務所	施設管理係	係長	027-382-1350	－
安中警察署	警備課	課長	027-381-0110	027-381-0110 （当直）

２　情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通報事項

通報する事項は、おおむね次の内容とする。

（１）　噴火（爆発）、異常現象の発生日時

（２）　被害の状況

ア　被災地域

イ　被災人員、家屋等の状況

ウ　噴石、降灰等の状況

（３）　災害対策本部の設置状況

（４）　主な応急措置の状況

ア　避難指示等の発令及び避難の状況

イ　避難者の輸送、観光客の救助等の実施状況

ウ　その他応急措置の状況

（５）　車両・医療救援要請に関する情報

（６）　その他必要事項

ア　異常現象等による市民等の動揺状況

イ　その他

４　通報系統

関係機関への通報は、次により行うものとする。

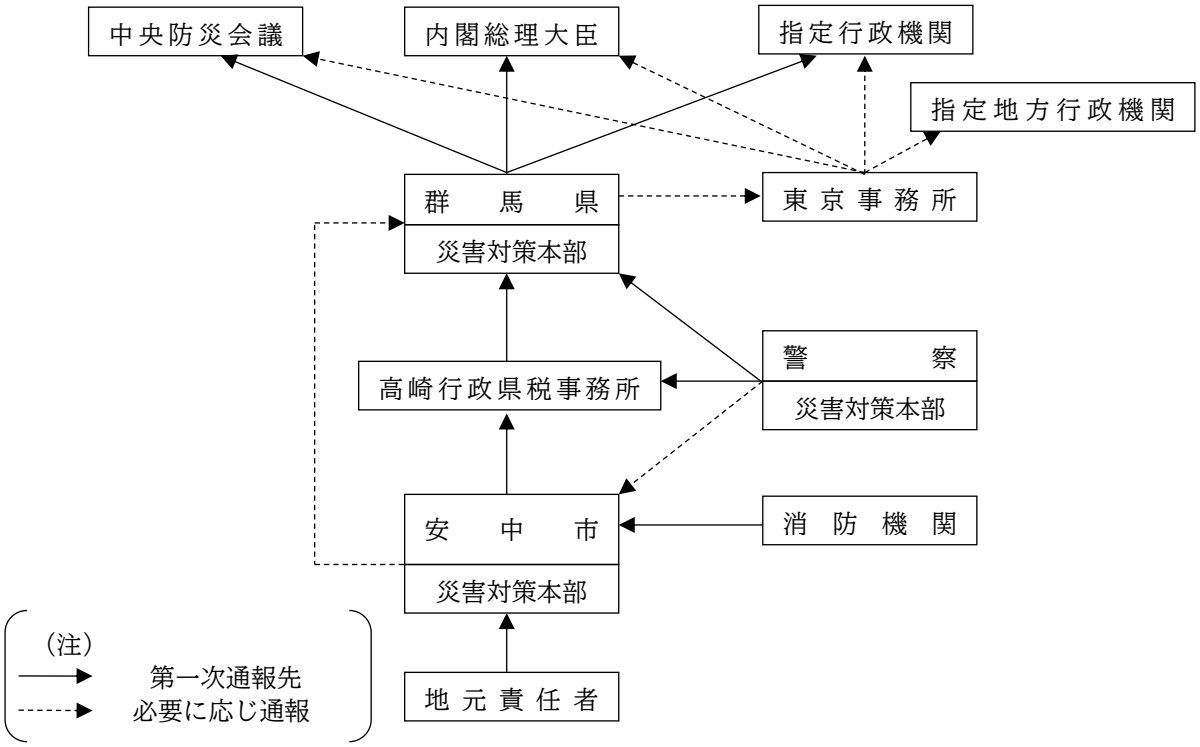

第４節　事前措置及び市民等への広報

１　避難指示等

（１）　市長は、噴火警報（噴火警戒レベル４）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行うものとする。

（２）　市長は、噴火警報（噴火警戒レベル５）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難の指示を行うものとする。

（３）　市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示するものとする。

２　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を参考に、基本法第 63 条第１項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

３　市民等への広報

市長は、避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、市民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。

（１）　広報の具体的方法

ア　広報車
イ　防災行政無線
ウ　市ホームページ、X（旧ツイッター）、ＬＩＮＥ
エ　メール配信サービス、緊急速報メール
オ　警鐘
カ　サイレン
キ　伝達組織

（２）　広報の内容

市民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　異常現象の状況又は火山活動の状況
イ　異常現象に対する火山情報の内容又は気象官署等の見解
ウ　被害の状況
エ　避難に関する事項（避難場所、避難時の携帯品、交通状況等）
オ　災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他必要な事項）

４　県への通報

市は、登山の規制、避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、速やかにその旨を高崎行政県税事務所又は県危機管理課へ通報するものとする。

５　報道機関への発表

（１）　登山規制や避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。

（２）　発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を考慮しできるだけ速やかに行うものとする。

第５節　避難対策

市長は、市民等に対し避難指示等を発令したときは、警察、消防機関等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

１　避難の誘導

（１）　避難の誘導は、原則として、避難指示等を発令したときに実施するものとする。

（２）　避難の誘導にあたっては、火山現象の推移、登山者等の多少及び動揺状況、その他現場の状況を十分勘案の上最も安全な方法により行うものとする。

（３）　市、警察、消防機関及び施設の管理者は、避難誘導が円滑に実施できるよう職員の中からあらかじめ誘導責任者を定めておくほか、必要に応じ地域住民の中からも責任者を選定しておくものとする。

（４）　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者については、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

２　避難施設

資料１３－３を参照する。

第６節　救助・救護体制の確立

１　救助・救護体制の確立

市長は、避難指示等を発令したときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図るものとする。

２　救護所の設置及び搬送

（１）　救護所の設置

ア　市長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所設置の必要を認めたときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。

イ　救護所を設置したときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護師を配置するものとする。

（２）　負傷者の搬送

ア　救護所での手当では不十分な重傷者については、最寄りの病院へ搬送する。

イ　搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないときは、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施するものとする。

第７節　通信手段の確保

噴火（爆発）等により地域の有線電話等が途絶又はふくそうにより使用不能となった場合の関係機関との通信は、第２編第２章第５節「通信手段の確保」に定めるところによる。

第８節　交通規制等の対策

噴火（爆発）による被害及び混乱を防止するために、市長、警察署及び道路管理者はそれぞれ協議のうえ、浅間山に通ずる次の道路において適切な交通規制を実施する。この場合におい

て、長野県や長野県内市町村との連携を密にし、適切かつ合理的に規制を実施することとする。

１　規制路線と地点

（１）　浅間山の噴火（爆発）の場合、本市は火山噴火（爆発）防災計画に基づく第３次規制に該当する。

○第３次規制（半径16km）

道　　路　　名	規　　制　　地　　点
旧国道18号	安中市松井田町坂本字愛宕山下　霧積温泉分岐点
県道北軽井沢松井田線(県道56号)	安中市松井田町坂本字山口
国道18号（碓氷バイパス）	安中市松井田町入山字上ノ原

（２）　国道 18 号線規制時における迂回指導地点

道　　路　　名	迂　回　指　導　地　点
国道18号	安中市岩井地内　岩井交差点
国道18号	安中市松井田町五料地内　平信号機
国道18号	安中市松井田町横川地内　旧国道18号分岐点

２　交通規制の実施計画

（１）　交通規制の実施

緊急通行車以外の車両の通行を禁止した場合は、次に掲げる車両についてのみ災害地域内への通行を認めること。

ア　救急自動車、消防車、応援作業用自動車（電気、電話、ガス、水道、道路等の補修のため）

イ　官公庁又はこれに準ずる公共的機関の使用する車両で、災害応急対策に必要な人員若しくは物資を緊急輸送するもの

ウ　報道機関の使用する車両及び新聞輸送用車両

（２）　緊急通行車両の確認

災害発生時における緊急輸送等についての確認申請は、次の機関により実施され、既に申請書、証明書、ステッカーが用意されている。

ア　緊急通行車両確認申請取扱機関名

県警交通規制課、安中警察署及び安中警察署松井田分庁舎、県危機管理課、高崎行政県税事務所

イ　検問所の設置

各規制地点において必要に応じ検問所を設置するものとする。

（３）　交通規制の周知

交通規制を実施した場合には、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により市民等に周知徹底を図るものとする。

第９節　自衛隊への派遣要請

市長は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施にあたり、市のみでは十分に対処し得ない場合は、基本法第６８条の２第１項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理課）に要求するものとする。

具体的な対策については、第２編第２章第７節「自衛隊への災害派遣要請」のとおりである。

第 10 節　災害救助法に基づく救助活動

大噴火（爆発）等により多数の死傷者等が出たため、災害救助法の適用が決定したときは第２編第２章第 25 節「災害救助法の適用」により必要な救助活動を実施するものとする。

第 11 節　隣接市町等の協力体制

1　協力体制の確立

（1）　火山周辺隣接市町、消防機関等は、周辺市町村等から応急対策実施のため、応援要請があったときは速やかにこれに応じられるよう平素からその体制を具体的に定めておく。

（2）　火山周辺関係市町村等は「火山防災協議会」等での各種の情報交換を通し、火山対策の一体的な推進を図っていくものとする。

第３章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方向の決定

（第２編第３章第１節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。）

第２節　原状復旧

（第２編第３章第２節「原状復旧」に準ずる。）

第３節　計画的復興の推進

（第２編第３章第３節「計画的復興の推進」に準ずる。）

第４節　被災者等の生活再建の支援

（第２編第３章第４節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。）

第５節　被災中小企業等の復興の支援

（第２編第３章第５節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。）

第６節　公共施設の復旧

（第２編第３章第６節「公共施設の復旧」に準ずる。）

第７節　激甚災害法の適用

（第２編第３章第７節「激甚災害法の適用」に準ずる。）

第８節　復旧資金の確保

（第２編第３章第８節「復旧資金の確保」に準ずる。）